

平成二十三年法律第百十七号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条・第三条の二）

第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条―第五条の二）

第四章 復興特別所得税

第一節 総則（第六条―第十一条）

第二節 個人の納税義務（第十二条―第二十五条）

第三節 法人の納税義務（第二十六条―第二十七条）

第四節 源泉徴収（第二十八条―第三十一条）

第五節 雑則（第三十二条―第三十三条）

第六節 罰則（第三十四条―第三十九条）

第五章 復興特別法人税

第一節 総則（第四十条―第四十六条）

第二節 課税標準（第四十七条）

第三節 税額の計算（第四十八条―第五十二条）

第四節 申告、納付及び還付等（第五十三条―第五十九条）

第五節 雑則（第六十条―第六十三条）

第六節 罰則（第六十四条―第六十八条）

第六章 復興債の発行等（第六十九条―第七十一条）

第七章 復興特別税の収入の使途等（第七十二条―第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から令和七年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

（基本原則）

第二条 政府は、復興施策に要する費用（平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、第七十条に規定する復興債の収入をもって充てられる費用を含む。）の財源については、東日本大震災復興基本法第七条第一号に基づく歳出の削減並びに第七十二条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

第三条 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの間において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十八条第三項の規定にかかわらず、

ず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

第三条の二 政府は、平成二十八年度から令和四年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計投資勘定の歳出とする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十七条第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等

（日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等）

第四条 特別会計法附則第二百五条第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社（以下この項において「会社」という。）の株式のうち、会社が発行している株式（株主総会において決議することができ、事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

2 政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

（東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第五条 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第八十八号）附則第十一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十四条第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に対する出資持分に相当するものに限る。）は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第五条の二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十六条第十一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第四章 復興特別所得税

第一節 総則

（定義）

第六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第二条第一項第四号に規定する非居住者をいう。

三 非居住者 所得税法第二条第二項第五号に規定する非居住者をいう。

四 内国法人 所得税法第二条第二項第六号に規定する内国法人をいう。

五 外国法人 所得税法第二条第二項第七号に規定する外国法人をいう。

六 人格のない社団等 所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。

七 確定申告書 所得税法第二条第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第

十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

八 復興特別所得税申告書 第十七条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十四 決定 第二十三条の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五 源泉徴収 第四節の規定により復興特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七 充当 第三十条の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用）

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第二項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第十一条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者及び源泉徴収義務者）

第八条 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

（課税の対象）

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

（基準所得税額）

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

一 非居住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額

二 非居住者 所得税法第七条第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税

特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十条の規定を除く。）により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十五条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十三項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等、

同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第二項に規定する差益金額

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十九条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第五号に定める所得

ロ 租税特別措置法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第二項に規定する差益金額

十一 一の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第二項に規定する差益金額

益金額

（納税地）

第十一条 復興特別所得税（源泉徴収に係るものを除く。）の納税地は、復興特別所得税を納める義務がある者の所得税法第十五条又は第十六条の規定による所得税の納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）とする。

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）とする。

3 所得税法第十九条の規定は、所得税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合における復興特別所得税について準用する。

（個人に係る復興特別所得税の課税標準）

第十二条 個人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

（個人に係る復興特別所得税の税率）

第十三条 個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十三条の二 復興特別所得税申告書を提出する居住者が令和二年から令和十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次の掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とし

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が令和二年から令和十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とし

て政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

一 その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額

二 その年分の所得税法第六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）

三 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

四 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除）

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から令和十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

二 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から令和十九年までの各年において所得税法第六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

三 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、第十二条から前条までの規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

（予定納税）

第十六条 平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税法第九十四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七十七条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

二 所得税法第二編第五章第一節（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第六十五条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第六十七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第六十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第六十四条第一項から第三項までの規定及び第六十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

三 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

四 前項の規定により納付があつたものとされた額に一元未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準及び税額の申告）

第十七条 所得税法第二百二十条第一項、第二百二十四条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 その年分の所得税法第二百二十条第一項第四号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうち、出国申告書（同法第二百一十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号及び次号並びに次項第一号において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、前号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

二 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二 前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

三 その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該復興特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4 第一項第四号及び第二項第二号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうちに、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一 前条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

5 所得税法第七十二条第一項の規定による申告書（以下この項において「非居住者給与等申告書」という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

ロ 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収された、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうち同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。）

ハ イに掲げる復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

五 第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6 所得税法第七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収された、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうち同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。）

三 前号に掲げる復興特別所得税の額から第一号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第三項の規定は、その年分の復興特別所得税に係る第五項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。

（申告による納付等）

第十八条 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第四号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第四号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第二百二十八条から第三百十条まで

（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

3 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額（第六項において準用する所得税法第三百三十三条第一項の申請書を提出する場合）は、当該復興特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする復興特別所得税の額を控除した額）の二分の一に相当する金額以上の復興特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。

5 税務署長は、所得税法第三百三十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

6 所得税法第三百三十一条第二項及び第三項、第三百三十二条第二項並びに第三百三十三条から第三百三十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第三百三十二条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と読み替えるものとする。

7 所得税法第三百三十七条の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、政令で定めるところにより当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限る。第一項の規定にかかわらず、当該国外転出の日から満了基準日（当該国外転出の日から五年を経過する日又は所得税法第三百三十七条の二第二項に規定する帰国等の場合に該当することとなつた日のいずれか早い日）をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第三百三十七条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

8 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第三百三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

9 所得税法第三百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、政令で定めるところにより当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了基準日（当該贈与の日から五年を経過する日又は同項に規定する受贈者帰国等の場合に該当することとなつた日のいずれか早い日）をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

10 所得税法第三百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、政令で定めるところにより当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに同項に定めるところにより国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限る。第一項の規定にかかわらず、その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日から五年を経過する日又は所得税法第三百三十七条の三第二項に規定する相続人帰国等の場合に該当することとなつた日のいずれか早い日）をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納

税を猶予する。この場合においては、所得税法第三百七十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11 前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第三百七十七条の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

12 前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号へに掲げる金額がある場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第四号へに掲げる金額との合計額）に相当する復興特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

13 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

14 第三項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合について準用する。

15 第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされた額に一日未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第十九条 復興特別所得税申告書の提出があった場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第一号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちはまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3 復興特別所得税申告書の提出があった場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の復興特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5 前各項（第二項を除く。）の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第三百三十八条又は第三百三十九条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

6 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

7 所得税法第三百三十八条第三項及び第四項並びに第三百三十九条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

8 第十七条第六項の規定による申告書の提出があった場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付する。

9 前項の場合において、同項の申告書に記載された第十七条第六項第二号に掲げる復興特別所得税の額（第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちはまだ納付

されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10 第八項の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11 第六項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合について準用する。

12 所得税法第七十三条第四項の規定は、第八項から第十項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

13 第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があったものとされた額に一日未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第二十條 所得税法第四百三十三條（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別所得税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2 個人が所得税法第五百五十條第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第四百三十三條の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（期限後申告及び修正申告等の特例）

第二十條の二 所得税法第五百一十一條の二（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）以下この条において同じ。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百一十一條の二第二項に規定する総所得金額のうち同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九條第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第五百一十一條の三（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百一十一條の三第一項に規定する総所得金額のうち同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九條第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

3 所得税法第五百一十一條の四（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百一十一條の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九條第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

4 所得税法第五百一十一條の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七條第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第五百一十一條の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七條第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

5 所得税法第百五十一条の五第六項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十一条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

6 所得税法第百五十一条の六（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が増加し、又は減少したことに基因して、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

（更正の請求の特例）

第二十一条 所得税法第百五十二条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第百五十三条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一 確定申告書に記載すべき所得税法第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで、第百二十二条第一項第一号から第三号まで又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 復興特別所得税申告書に記載すべき第十七条第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額

3 所得税法第百五十三条の二（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の二第一項に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定により適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 第十七条第二項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

4 所得税法第百五十三条の三（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

5 所得税法第百五十三条の四（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなるときにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

6 所得税法第百五十三条の五（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

7 所得税法第百五十三条の六の規定は、同条に規定することとなるときについて準用する。

所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

第二十二條 復興特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

2 所得税法第百五十五条第二項（同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二十三條 個人の各年分の復興特別所得税につき更正（当該復興特別所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第一号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 前項の場合において、同項の規定による還付金の額の計算の基礎となつた第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちのその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5 前各項（第二項を除く。）の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第百五十九条又は第百六十条（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

- 6 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。
 - 7 所得税法第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。
 - 8 第六項の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （課税標準の端数計算等）
- 第二十四条** この節の規定により課する復興特別所得税（附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 2 この節の規定により納付すべき復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によつて行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 3 この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等（国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第三十一條第三項において同じ。）の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。
 - 4 この節の規定により納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額（以下この条及び第三十一條第三項において「附帯税等」という。）の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の復興特別所得税及び所得税の合計額によつて行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等の額とする。
 - 5 この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の計算については、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。
 - 6 前二項の規定により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。
 - 7 第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （充当の特例）
- 第二十五条** 還付金等又は還付加算金を未納の復興特別所得税及び所得税に充当するときは、これらの税に併せて充当しなければならない。
- 2 前項の規定による充当があつた場合においては、その充当に係る金額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。
 - 3 前項の規定により充当があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第三節 法人の納税義務**
- （法人に係る復興特別所得税の課税標準）
- 第二十六条** 法人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。（法人に係る復興特別所得税の税率）
- 第二十七条** 法人に対して課する復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徴収

（源泉徴収義務等）

- 第二十八条** 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の第三項、第六条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八条の第三項、第九条の第二項、第九条の三の第二項、第三十七條の十一の四第一項、第三十七條の十四の第二項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第二項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十條第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額（第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の第二項、第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の第二項、第四十一条の三の七第一項若しくは第二項又は第四十一条の三の九第一項若しくは第二項の規定により控除された金額がある場合には、これらの規定による控除をしないで計算した所得税の額）に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。
 - 3 前二項の場合において、第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の第二項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。
 - 4 前項の規定の適用がある場合における第三十三條、第十七條及び前条の規定の適用については、第十三條中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第百七十条の規定及び第二十八條第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第十七條第一項第三号中「金額」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の第二項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第二十八條第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の第二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。
 - 5 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。
- 一 租税特別措置法第三十七條の十一の四第三項又は第三十七條の十一の六第七項の規定これらの規定により平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付
 - 二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付
 - 6 租税特別措置法第三十七條の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の第二項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付（同法第三十七條の十一の六第七項の規定により令和二年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第三十七條の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の第二項の規定により

徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

7 所得税法第二百十五條（租税特別措置法第四十一條の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

8 所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。

9 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の二・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

10 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合（当該所得税について第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項の規定の適用があった場合に限る。）又は第六項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項又は第六項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

11 第五項及び第六項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第二十九條 居住者に対して支払うべき所得税法第八十三條第一項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

一 所得税法第八十五條第一項又は第八十六條第一項の規定による所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第二から別表第四までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二 所得税法第八十九條第一項の規定により計算した所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額 同法第八十九條第一項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2 前条第九項及び第十一項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。

3 財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。

（年末調整）

第三十條 所得税法第九十條に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。

一 所得税法第八十三條第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額及び第二十八條第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額

二 所得税法第九十條第二号に掲げる税額（租税特別措置法第四十一條の二の二第一項又は第四十一條の三の八第一項の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後の税額）及び当該税額に百分の二・一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

2 所得税法第九十一條から第九十三條までの規定は、前項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、同法第九十一條中「前条の場合」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）次条において「特別措置法」という。）第三十條第一項（年末調整）の場合」と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第九十二條第一項中「第九十條」とあるのは「特別措置法第三十條第一項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「同条」とあるのは「第九十條（年末調整）」に規定する」と、同条第二項中「第九十條」とあるのは「特別措置法第三十條第一項」と、「同条の居住者」とあるのは「第九十條に規定する居住者」と、「第九十條」とあるのは「特別措置法第三十條第一項」と、同項第一号中「及び第九十條」とあるのは「並びに特別措置法第二十八條第一項（源泉徴収義務等）及び第三十條第一項」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の規定」とあるのは「及び特別措置法第二十八條第一項の規定」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

3 第二十八條第九項及び第十一項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第九十一條若しくは第九十二條の規定による所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合について準用する。

（源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等）

第三十一條 源泉徴収に係る復興特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八條の規定は、適用しない。

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九條の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第二十四條第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第二十五條の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節 雑則

（当該職員の質問検査権等）

第三十二條 国税通則法第七十四條の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四條の八から第七十四條の十一までの規定は、復興特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四條の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四條の二第一項の規定による復興特別所得税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三條 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定と同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税（第四十五條所得税）	第一項第二の規定		所得税及び復興特別所得税（これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八條第六項及び第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十

[illegible]

[illegible]

	第四十一条 の三の七第 二項	第四編第二章 第一節の規定 第二十九条第一項の規定	所得税の額 同節の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額 同節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定	
	第四十一条 の三の七第 四項	規定により	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額 規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定に	
	第四十一条 の三の九第 一項	規定に	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額 第四編第三章の二の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定	
	第四十一条 の三の九第 二項	第四編第三章 の二の規定	所得税の額 同章の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額 同章の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定	
	第四十一条 の三の九第 四項	規定により	所得税の額	規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定により	
	第四十一条 の十九第三 項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額	
	第六十六条 の七第四項 の七第十六条 の六十六條 の九の三第 三項第一号	法人税		、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税	
	第九十三条 場合第一 号			場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条第六項及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合合	
	第三条第二 百八十三條 項			第百八十三條及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「特別措置法」という。）第二十八 条第一項	
	第三条第三 百二十三條 項	同条	これら	これら	
	同条	同条	これら	これら	

よに義主互相るす対に得所の等者住居国外(昭五十七百第律法年二十二和)律法るす関に等予猶収徴免減の税租

第三 条第 四項	同項	同項及び特別措置法第二十八条第一項
第三 条第 五項	又は第二百四 条第一項	及び第二百四条第一項の規定並びに特別措置法第二十八条第一項
第三 条第 六項	第百八十三 条	第百八十三條及び特別措置法第二十八條第一項
	同条	これら
	同法	所得税法
	申告書	申告書及びこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第六條第八 号に規定する復興特別所得税申告書
	第百九十 条	第百九十條の規定並びに特別措置法第三十條第一項
第三 条第 一 項	所得税法及び 、地方税法	所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために 必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七 号。以下「特別措置法」という。）及び 、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く）、地方税法

[illegible]

		申告書を 係る所得税	申告書と第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき同項の規定により併せて徴収された又は徴収されるべき復興特別所得税の額（以下この条において「対象源泉徴収特別税額」という。）並びに当該対象源泉徴収特別税額の計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した申告書とを併せて
第二十二条	を還付する		及び対象源泉徴収特別税額に相当する復興特別所得税を併せて還付する。この場合においては、特別措置法第十九条第六項の規定は当該復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合について準用する。
第二十二條）の			。又は対象源泉徴収特別税額の
第二十五条	第四編第五章 同項各号	第四編第五章及び特別措置法第二十八条第一項	
第三十三條	を支給する	第二十三条第一項各号	と当該納付された金額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する給付金（以下この条において「復興特別所得税過誤納相当額」という。）とを併せて支給するものとし、特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額の支給があつた場合においては特別措置法第二十八条第九項の規定を、特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額の計算並びに特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合については特別措置法第三十一条第三項の規定を、それぞれ準用する
第三十三條	特別過誤納金	特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額	
第二項	給付金	給付金及び当該給付金の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する給付金	
第三十三條	特別過誤納金、	特別過誤納金、復興特別所得税過誤納相当額、	
第三十三條	特別過誤納金、	特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額	
第三十三條第一号及び第二号			
第三十三條	特別過誤納金	特別過誤納金、復興特別所得税過誤納相当額	
第五項	特別過誤納金	特別過誤納金、復興特別所得税過誤納相当額	
第三十三條	特別過誤納金	特別過誤納金、復興特別所得税過誤納相当額	
第六項	特別過誤納金	特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額又は	
第七項	規定する特別過誤納金	規定する特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額	
第三十三條	規定する特別過誤納金	規定する特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額	
第三十七條	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	
第一項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額	

法 則 通 税 国 号 六 十 四 第 律		
第二号	第二号第二及び	及び復興特別所得税並びに
第二条第八号	所得税法	所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）
第十五条第二項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
第十五条第三項第一号	（以下「予定納税に係る所得税に係る所得税」	及び特別措置法第十六条（予定納税）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」
第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項	所得税	所得税、復興特別所得税
第三十七条第一項	所得税に	所得税等に
第四十三条第二項	所得税	所得税、復興特別所得税
第四十六条第一項第三号及び第六十号第一項第四号	所得税	所得税等
第六十五条第三項第二号	加算した金額	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（これらの税
第七十三条第三項	所得税	所得税等
第八十五条第一項及び	所得税	所得税、復興特別所得税

			第十二条の法人税法 第二項	つき同法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
			第十二条の法人税法 二第四項	同法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
			第十四条第所得税 二項		所得税、復興特別所得税
		第三十七條及び同法の三	の合計額		、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号。第三百十四條の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額
					、同法

第三百十四 条の八	及び同法 控除限度額並 びに	、同法 控除限度額、 特別措置法第 十四條第一項 に規定する政 令で定めると ころにより計 算した金額及 び同條第二項 に規定する政 令で定めると ころにより計 算した金額並 びに
--------------	----------------------	---

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条

に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては、同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十号第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課せられる復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第四百十四条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他の法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一号及び第二百二十三条第一項の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法第九十条第一項に規定する更正決定等（以下「

の号において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は復興特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分（源泉徴収に係るこれらの税にあつては、第二十八条第一項に規定する法定納期限）が同一である他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四十二条又は第一百五十五条の規定の適用については、当該他の復興特別所得税又は所得税についてはされた更正決定等は、当該所得税又は復興特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

4 第一項に定めるもののほか、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一次に掲げる所得については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（二に掲げる

所得及び居住者が支払を受けるホに掲げる所得については、同条の規定は、適用しない。

イ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第一項の規定の適用がある同項の現定する対象記号等

口 一項の規定の適用がある同項に規定する文參西兰等
 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第

三項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ハ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第

五項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

二 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七條第五

項に規定する第三国団体対象事業所得 同法第十一条第四項に規定する第三国団体対象事業所得 同法第十五条第七項の見定の適用がある同項の見定する第三国団体対象記当

運輸業所得 同法第十五条第十項の規定の適用がある同項に規定する第三国臣民が参加する等、同条第八項の規定の適用がある同項に規定する非課税対象利子又は同法第十九条第五項

に規定する第三国団体対象譲渡所得

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第六

項に規定する特定対象事業所得、同法第十一条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、

同法第十五条第九項の規定の適用がある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子

二 前号二に掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七條第七項（同法第二十一条第六項、第十五条第十二項又は第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 第一号二又はホに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七條第八項後段（同法第十一条第七項又は第十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第十項後段（同法第十一条第八項又は第十五条第十四項において準用する場合を含む。）、第十二項後段（同法第十一条第九項又は第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（同法第十一条第十項又は第十五条第十六項において準用する場合を含む。）、第十六項後段（同法第十一条第十一項又は第十五条第十七項において準用する場合を含む。）又は第十八項後段（同法第十一条第十二項又は第十五条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により同法第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

5 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなった場合について準用する。

6 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（同法第二条第三号に規定する外国居住者等）をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

7 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき同法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。）第七條第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第七條第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるとき、その更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項中「所得税法第五十三条の項及び」とあるのは、「所得税法第五十三条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）（これらの規定を東日本大震災からの復興のた

めの施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第七項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、同表」と読み替えるものとする。

8 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七條第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七條第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

9 第一項に定めるもののほか、租税条約等実施特例法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 相手国居住者等配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第二項に規定する相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであつて当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（二に掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第二項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（ハに掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受ける二に掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イ 租税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等

ロ 租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国団体配当等

ハ 租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等

ニ 租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号ハに掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第三項において準用する所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号ハ又は二に掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

10 租税条約等実施特例法第七條第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

11 租税条約等実施特例法第七條第四項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七條第一項又は第二項（これらの規定を前項に

において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七條第四項の表所得税法第五十三條の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三條第十項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

12 租税条約等実施特例法第七條第五項の規定は、第十項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

13 前各項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第三十四条 偽りその他不正の行為により、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項若しくは第五項又は第二十條の二第三項において準用する所得税法第五十一條の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）、第二十條の二第四項において準用する同法第五十一條の五第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）若しくは第二十條の二第六項において準用する同法第五十一條の六第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十五条 偽りその他不正の行為により、第二十八條から第三十條までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十六条 第二十八條から第三十條までの規定により徴収すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた復興特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十條の二第三項において準用する所得税法第五十一條の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六條に

において準用する場合を含む。）、第二十條の二第四項において準用する同法第五十一條の五第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）若しくは第二十條の二第六項において準用する同法第五十一條の六第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第一項において準用する国税通則法第七十四條の二第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三十二條第一項において準用する国税通則法第七十四條の二第二項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十九条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十四條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第三十四條第一項若しくは第三項、第三十五條第一項又は第三十六條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 復興特別法人税

第一節 総則

（定義）

第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。
- 二 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。
- 三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同法以外の法律によつて法人税に関する法令の規定の適用上同号に規定する公益法人等とみなされるものを含む。）をいう。
- 四 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。
- 五 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。
- 六 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。
- 七 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。
- 八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。
- 九 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。
- 十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間をいう。
- 十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六條の十一の第三項に規定する事業年度をいう。
- 十二 連結事業年度 法人税法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。
- 十三 法人課税信託 法人税法第二十九號の二に規定する法人課税信託をいう。
- 十四 復興特別法人税申告書 第五十三條第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書を含む。）及び第五十四條の規定による申告書をいう。

十五 修正申告書 国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書をいう。

十六 更正請求書 国税通則法第二十三條第三項に規定する更正請求書をいう。

十七 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十八 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十九 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)

第四十一条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章(第六節を除く。)の規定を適用する。

2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第四十六条及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(納税義務者)

第四十二条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、復興特別法人税を納める義務がある。

(課税の対象)

第四十三条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、復興特別法人税を課する。

(基準法人税額)

第四十四条 この章において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十七条から第七十条の二まで及び第四百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節及び第五節の二の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定並びに租税特別措置法第三章第七節及び第十八節の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

(課税事業年度)

第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一 指定期間内に設立された法人(次号から第五号までに掲げる法人を除く。) 指定期間内の日の属する事業年度

二 公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの(第四号及び第五号に掲げる法人を除く。) その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度

三 公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)で指定期間内に法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等(第五号イ(2)において「普通法人等」という。)に該当することとなったもの(第五号に掲げる法人を除く。) その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度

四 指定期間内に法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人(同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。)のいずれかに新たに該当することとなった外国法人(次号に掲げる法人を除く。) その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度(指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。)

五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

イ 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併(同条第十一号に規定する被合併法人が基準法人(当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。)であるものに限る。)が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間(次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。)内に行われた場合における当該合併法人

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人(2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間

(2) 指定期間内に設立された法人、公益法人等で指定期間内に新たに収益事業を開始したものの、公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)で指定期間内に普通法人等に該当することとなったもの及び指定期間内に法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人(同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。)のいずれかに新たに該当することとなった外国法人 指定期間

ロ 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のイに規定する課税対象期間内の日の属する法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度の期間内に当該連結子法人が同法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人

(納税地)

第四十六条 法人の復興特別法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条までの規定による法人税の納税地とする。

2 法人税法第十九条の規定は、法人税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における復興特別法人税について準用する。

第二節 課税標準

第四十七条 復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が二十四月を超える法人(次号及び第三号に掲げる法人を除く。) 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後二年を経過する日までの期間

二 第四十五条第二項第一号から第四号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日(同日以前に合併により解散し、又は同日以前に残余財産が確定した場合)には、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日)までの期間

三 第四十五条第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三節 税額の計算

(税率)

第四十八条 復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(復興特別所得税額の控除)

第四十九条 内国法人が各課税事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額(連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税

の額を除く。）は、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき課される同項の復興特別所得税の額については、適用しない。

3 連結親法人が各課税事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額並びに当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日属する連結事業年度において同号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結親法人の当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

4 第一項及び第二項の規定は、外国法人が各課税事業年度において法人税法第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十条第五号イ及びロに掲げる所得（所得税法第六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）につき前章の規定により課される復興特別所得税について準用する。この場合において、第一項中「（連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時に）当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。」とあるのは「（所得税法第六十一条第二号に掲げる対価につき第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税については、その額のうち、同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額を除く。）」と、第二項中「生ずる所得」とあるのは「生ずる当該国内源泉所得」と読み替えるものとする。

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（外国税額の控除）

第五十条 復興特別法人税申告書を提出する内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。）が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第四十八条の規定を適用した当該課税事業年度の復興特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2 復興特別法人税申告書を提出する連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項及び第六十八条の九十三の三第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。）以下この項において同じ。が当該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象外国法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

3 前項に規定する復興特別法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条の規定を適用して計算した復興特別法人税の額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4 法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 第一項又は第二項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（税額控除の順序）

第五十一条 前二条の規定による復興特別法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第四十九条の規定による控除をするものとする。

（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）

第五十二条 連結親法人又は各連結子法人に各課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日属する連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額がある場合には減算調整額から当該法人税負担帰属額を控除した金額と、当該課税事業年度の法人税減少帰属額がある場合には当該法人税減少帰属額と減算調整額との合計額とする。ただし、当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合において、第五十六条第一項又は第五十九条第一項の規定による還付を受けたときは、当該連結親法人又は各連結子法人に当該課税事業年度又は連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額はないものとし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は第一号に掲げる金額とする。

一 第四十九条第三項の規定による控除をされるべき金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

二 第五十条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるときその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときその超える部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときその超える部分の金額をいう。

一 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

二 租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号。以下この号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該課税事業

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第三項、第二十五条の三の二第二項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八條の十五第二項及び第三項、第六十八條の十五の二第二項、第六十八條の十五の三第一項から第三項まで、第六十八條の十五の四第二項及び第三項、第六十八條の十五の五第一項並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（同法第六十八條の十五の七第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八條の十五の七第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）の百分の十に相当する金額

第一項の連結親法人が法人税法第八十一条の十二第二項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の百八第一項（同第六十八条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「同第六十八条の八第二項」の規定を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額に同一の法人税法第八十一条の十二（租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百八第一項の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度にあつては、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項第一号及び第三号に規定する税率とし、同項の規定を適用する。

第一項の連結親法人の課税事業年度が第四十七条第二項ただし書の規定の適用を受ける課税事業年度である場合には、第一項に規定する法人税負担帰属額及び法人税減少帰属額は、第二項の定により計算した金額に同条第二項ただし書に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

五十三条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げ

事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額
ない場合には、当該申告書を提出することを要しない。
当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額第四十九条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上

前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内又は二月を超え三月を超えない範囲内において延滞利息を徴収する」とあることとする。同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内又は二月を超え三月を超えない範囲内において延滞利息を徴収する」とあることとする。

人が同法第百三十八条第二号に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで」とする。

4 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項本文の規定にかかわらず、その延長された提出期限とす。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項の規定による申告書である場合にあつては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあつては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一 法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定

二 法人税法第八十一条の二十三第二項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定
租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する次に掲げる規定の適用を受け

る法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税について準用する。
一 法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定

二 法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定（還付を受けるための申告）

第五十四条 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項

第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。

（復興特別所得税額の還付）

第五十六条 復興特別法人税申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第五十三条第一項

第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに

該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合

には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。）

二 当該申告書の提出期限
第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。）

三 当該申告書の提出があった日
第五十四条の規定による申告書 当該申告書の提出があった日（当該申告書が基準申告期限

(当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書であるものとした場合における当該申告書の提出期限をいう。以下この号において同じ。) 前に提出された場合には、その基準申告期限

第三十八条第 四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は
第四十条	同項又は	同項若しくは 場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第一項（復興特別所得税額の控除）若しくは第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等）による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合
第六十七條第 三項	計算した 地方法人 税の額並 びに	計算した地方法人税の額並びに当該事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第六十九條第 二項	地方法人 税控除限 度額	復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額、地方法人税控除限度額
第八十条の二	掲げる金 額又は	掲げる金額若しくは
第八十一条の 七第一項	掲げる金 額につき 同項又は	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号（定義）に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき同項若しくは 場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第三項（復興特別所得税額の控除）若しくは第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等）による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合
第八十一条の 十三第二項	計算した 地方法人 税の額並 びに	計算した地方法人税の額並びに当該連結事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第八十一条の 十五第二項	地方法人 税控除限 度個別帰 属額	復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額、地方税控除限度個別帰属額
第八十一条の 二十五第一項	これらの 属額の計 算	特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの
第八十二条	掲げる金 額又は	掲げる金額若しくは
地方方法第十二条第一 項	掲げる金 額につき 同項又は の合計額	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号（定義）に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき同項又は復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と

第十二条第二項	連結控除限度個別帰属額と復興特別法人税控除限度個別帰属額とし、限度個別で政令で定める金額との合計額
租税特措法 第九十三条第一項第二号	準用する法人税法第七十五条第七項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十五法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項
国税通則法 第十五条第二項第三号	地方法人事業年度
第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十二条及び第四十三条第二項第六十五条第三項第二号	地方法人税、復興特別法人税 加算した金額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十九条（復興特別所得額の控除）又は第五十条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額） 地方法人税、復興特別法人税、 地方法人税、復興特別法人税
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	地方法人税、復興特別法人税
地方税法 第五十三条第二十四項	連結控除限度個別帰属額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
第三百二十一条の八第二十一條の八第二十二條の項の中欄	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
第七百三十四条の合計額	特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの並びにその又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものと並びに
第四百二十二條の項の下欄	計算した金額及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額

2 前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一号の規定の適用については、法人税及び復興特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一号イに規定する更正決定等（以下この条において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第一百五十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 国税通則法第七十条第三項（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。第五項において同じ。）又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税（国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。）についてする賦課決定（国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。同条第三項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 前項の場合において、国税通則法第七十条第五項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、同項第二号中「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項又は特別措置法第六十三条第三項」と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条又は特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条又は特別措置法第六十三条第三項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5 国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限り、平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等を行うことができる期

間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間においても、することができ。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十一項若しくは平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来するときに於ける当該法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

6 前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第五項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

7 法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十二項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税（これらの規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

8 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第五項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「の規定により」とあるのは「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は特別措置法第六十三条第八項」と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三条第八項」とする。

一 次に掲げる更正決定（更正又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項において同じ。）に伴い同法第十九条第一項に規定する課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）又は同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定 当該更正決定に係る復興特別法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

イ 法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者との取引をこれらの規定に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定

ロ イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定
二 前号イ若しくはロに掲げる更正決定又は同号イに規定する事実に基づいてする法人税に係る
国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書
を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出若しくは前号ロに規定する異動
を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき復興
特別法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその復興特別法人税に係る加算税につ
いてする賦課決定 その納税義務の成立の日

9 平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合
における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二
十二項及び第二十三項並びに平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の
例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別
措置法第六十八条の八十八第二十三項及び第二十四項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則
法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

10 第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦
課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、
同項中「（第七十条第三項）とあるのは「（特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る
法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項）」と、「第七十
条第三項」とあるのは「特別措置法第六十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七
十条第三項」とする。

11 平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合
における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二
十五項及び平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八
条の八十八第二十六項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

12 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべ
き復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場
合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」（東日本大震災からの復興
のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興
特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同
条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」とあるのは
「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を
含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」と、「の
規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同条第十号」とあるのは「（東日本大震災からの復興
のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十
七号）第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する
場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同条第十号」と読み替え
るものとする。

13 租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、内
国法人の各課税事業年度の復興特別法人税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二
条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各課税事業年度の復興特別
法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

14 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号
に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）
の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度
後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定
による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額

（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が
過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興
特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正
申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過小となるときのその
更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実
施特例法第七条第四項の表法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中「更正の特
例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要
な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十三条第十三項（復興特
別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるもの
とする。

15 租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第十三項において準用する同条第一項の規定に
よる更正に係る還付金又は過納金について準用する。

16 前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替え
その他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第六十四条 偽りその他不正の行為により、第五十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税の
額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定に
よる計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れ
た場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項
において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を
含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人
である場合には、連結子法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項におい
て同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千
円を超えその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提
出しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規
定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用し
ないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代
理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五
百万円を超えその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 正当な理由がなく第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出
しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者
は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除す
ることができる。

第六十六条 削除

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処
する。

一 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による当該職員の質問
に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若し
くは忌避した者
二 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は
提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿
書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十八条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十四条第一項若しくは第三項、第六十五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第六十四条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六章 復興債の発行等

（復興債の発行）

第六十九条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二十三年年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 平成二十三年年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算（第1号）において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3 平成二十三年年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

4 政府は、平成二十四年度から令和七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

（復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例）

第七十条 前条第一項から第四項までの規定により発行する公債（以下「復興債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される復興債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

（復興債等の償還）

第七十一条 復興債及び当該復興債に係る借換国債（特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。）については、令和十九年度までの間に償還するものとする。

第七章 復興特別税の収入の用途等

（復興特別税の収入の用途等）

第七十二条 平成二十四年度から令和十九年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用（復興債（当該復興債に係る借換国債を含む。次条、第七十四条第一項及び附則第十八条において同じ。）の償還に要する費用（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）をいう。以下同じ。）の財源に充てるものとする。

2 平成二十四年度から平成二十七年までの間における第三十三条の規定による財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金及び平成二十八年度から令和四年度までの間における第三十三条の二の規定による財政投融资特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 次に掲げる株式の処分により令和九年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に歸属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした東京地下鉄株式会社の株式

四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした日本郵政株式会社の株式

五 特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした日本郵政株式会社の株式

4 前三項に規定する収入のほか、平成二十三年年度から令和九年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

（復興特別税の収入の用途等の特例）

第七十三条 令和十九年度における復興特別所得税の収入は、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債（財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債（当該公債に係る借換国債を含む。）を除く。）の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

2 令和十八年度以前の年度において当該年度までに発行した復興債の償還を完了した場合においては、当該年度から令和十八年度までの間において生じた復興特別税の収入、前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入については、前項の規定を準用する。

（特別会計法の適用に関する特例）

第七十四条 復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさな

い。

2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

3 第七十条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 削除

二 第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定（これらの規定中復興特別所得税に係る部分に限る。）並びに附則第六条の規定 平成二十五年一月一日

三 第五章の規定（前号に掲げる規定を除く。） 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）附則第一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日

（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置）

第二条 特別会計法第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度から令和二年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費（同号ト

に規定する公債の償還金を除く。）に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

第三条及び第四条 削除

（復興施策に必要な財源の確保等についての見直し）

第十二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

（租税収入以外の収入による財源の確保）

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から令和四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要があると認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

（決算剰余金の償還費用の財源への活用）

第十五条 政府は、平成二十三年度から平成二十七年までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を財政法第六条第一項の規定に基づき公債又は借入金金の償還財源に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てるよう努めるものとする。

（復興特別税の負担軽減措置）

第十六条 政府は、前三条の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十二条の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。

（令和八年度から復興庁が廃止されるまでの間において実施する施策のための財源の確保に係る検討）

第十七条 政府は、東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和八年度から復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第二十一条の規定により復興庁が廃止されるまでの間において東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（復興に係る特別会計の設置）

第十八条 政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を管理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する特別会計は、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）のうち第六十九条の規定に基づき発行した復興債の償還に係る債務等について承継するものとする。

附 則（平成二十三年三月三十一日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ からネまで 略

ナ 第二十三条及び附則第九十三条の二の規定

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条の二 第二十三条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）

第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の二第二項第二号に定める者（同条第二項の規定により同号に掲げる者に含まれるものとされる者を含む。）に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第六十二条第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に法人に対して行った旧特別措置法第六十二条第一項又は第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）及び同条第三項又は第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受けると認められる者に対して同日前に行った同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第四百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四十七条の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十五年三月三〇日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十五年六月一日

イからハまで 略

二 第十号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

二から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イからハまで 略

二 第十号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定

七から九まで 略

十 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日

イ 略

ロ 第十号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第四号の改正規定（「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に改める部分に限る。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附 則（平成二十五年二月二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十六年年度の予算から適用する。

附 則（平成二十六年三月三十一日法律第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日法律第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日

イからトまで 略

チ 第十四号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項の改正規定

四及び五 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イからチまで 略

リ 第十四号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同法第六項の改正規定（「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める部分に限る。）、同法第五項の改正規定（「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とする部分を除く。）、同法第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定

七及び八 略

九 第十四号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定 平成三十年一月一日

十及び十一 略

十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日

イからハまで 略

ト 第十四号中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表の改正規定
十三から十六まで 略

十七 次に掲げる規定 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二号の改正規定（第六十八条の十五第五項）を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改める部分に限る。」及び同項第四号の改正規定（及び第二項）の下に「第六十八条の十四第二項及び第三項」を加える部分に限る。」

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十五条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第三十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条 第一項の表 租 税 特 別 措 置 法 の 項 中

第四十条第二十項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の
第四十条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税
第四十条の三の三第十六項	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
第四十条の三の四第一項	所得税の額（及び当該所得税の額）	所得税の額及び復興特別所得税の額（及び復興特別所得税の額）
第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税の額以外	所得税の額及び復興特別所得税の額以外

第四十条第二十項

所得税の

所得税及び復興特別所得税の

- 一と、同条第二項中「外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」とあるのは「外国法人の区分」と、「国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」とあるのは「国内源泉所得」と、「掲げる所得」とあるのは「掲げる所得（所得税法第六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）」と、「同法の」とあるのは「法人税法の」とする。
- 2 新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。
- 3 新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月二三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二七年三月三一日法律第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

イからトまで 略

チ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条に四項を加える改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定（第四十二条第一項）を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。」同条第四項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同表租税特別措置法の項の改正規定、同表国税通則法の項の改正規定、同条第四項第二号の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定

三 略

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イからホまで 略

ヘ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（第三十七条の十一の四第一項）の下に「第三十七条の十四の二第八項」を加える部分に限る。」同法第三十三条第一項の表内国税の

適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定

五から十まで 略

十一 次に掲げる規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日

イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（第六十八条の十五の二第一項）を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）

（罰則に関する経過措置）

第百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

イからハまで 略

ニ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定（同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を除く。）

六 次に掲げる規定 平成二九年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条の改正規定（同条第十四項に係る部分及び同条第十五項に係る部分を除く。）

七 次に掲げる規定 平成三十年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定（第四十条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項）を「第四十条の三の三第十六項第一号及び第二号、第十七項並びに第十九項」に、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十項」に改める部分に限る。）

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年三月三一日法律第二三号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

（財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保）

第三条 政府は、復興施策（第一条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一条に規定する復興施策をいう。以下同じ。）に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

附 則（平成二八年一月二八日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからヌまで 略

ル 第十六条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

（罰則に関する経過措置）

第百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年三月三一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和二年一月一日

イからホまで 略

ヘ 第十九条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定（同項の表租税特別措置法の項中

第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項

税 法 人

）、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税

を

一

第六十六条の七第四項第一号、第六十六条の九の三第四項第一号、第六十八条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号	、 法人 税	、 復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税
--	--------	----------------------------

る。）、第六十四条、第六十五条及び第六十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年六月二日法律第四十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第四十八条の二第二項の改正規定、同法第四十八条の三第七項の改正規定、同法第四十八条の五第三項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十八条の十第三項の改正規定、同法第四十八条の十二の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章中第八十九条の次に節名及び十二条を加える改正規定（十二条を加える部分に限る。）、第四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二条第三項に一号を加える改正規定、第五条中特別会計に関する法律附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法附則第十二条の三を同法附則第十二条の四とする改正規定及び同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条、第十条、第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年三月三十一日法律第二十一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イからチまで 略

リ 第十四条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十号第四号ロの改正規定、同法第二十八号第一項の改正規定、同法第四十条第十一号の改正規定及び同法第六十条の改正規定を除く。）及び附則第二十号の規定

六から十四まで 略

十五 次に掲げる規定 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日

イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十条第十一号の改正規定

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十条 第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条及び第二十三条の規定は、旧所得税法第二条第

一項第四十一号に規定する確定申告期限が令和四年一月一日以後となる同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する場合について適用し、当該確定申告期限が同日前となる当該確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年三月三十一日法律第三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和七年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和六年六月一日

イ 略

ロ 第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第二項の改正規定、同法第三十条第一項第二号の改正規定及び同法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

第四十 条第 四項			及び
所得税（当 該所得税 を	所得税（当 該所得税	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施 するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税 法の適用の特例等）の規定により読み替えられた 所得税及び復興特別所得税（これらの税	
	当該所得税 を	これらの税を	

第四十 条第 四項 第一号			及び
所得税（当 該所得税 を	所得税（当 該所得税	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施 するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税 法の適用の特例等）の規定により読み替えられた 所得税及び復興特別所得税（これらの税	
	当該所得 税を	これらの税を	
第四十 条第 四項 第三号			所得税
所得税			所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
第四十 条第 四項 第四号			所得税
所得税			所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
租税特別措 置法			東日本大震災からの復興のための施策を実施するた めに必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用 の特例等）の規定により読み替えられた租税特 別措置法

「に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分を除く。）

三から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項の改正規定

七及びハ 略

九 次に掲げる規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

イからトまで 略

チ 第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定（

第四十 条第 四項			及び
所得税（当 該所得税 を	所得税（当 該所得税	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施 するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税 法の適用の特例等）の規定により読み替えられた 所得税及び復興特別所得税（これらの税	
	当該所得税 を	これらの税を	

第四十 条第 四項 第一号			及び
所得税（当 該所得税 を	所得税（当 該所得税	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施 するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税 法の適用の特例等）の規定により読み替えられた 所得税及び復興特別所得税（これらの税	
	当該所得 税を	これらの税を	
第四十 条第 四項 第三号			所得税
所得税			所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
第四十 条第 四項 第四号			所得税
所得税			所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
租税特別措 置法			東日本大震災からの復興のための施策を実施するた めに必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用 の特例等）の規定により読み替えられた租税特 別措置法

「に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分に限る。）

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。